



議案第 19 号

新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業の仮換地の指定について

新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業の仮換地について、別紙のとおり、一部変更することについて、意見を伺うものである。

令和 7 年 8 月 22 日提出

新座都市計画事業
新座駅北口土地区画整理事業
施行者 新座市
代表者 新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行地区内の宅地について、仮換地の指定を行うため、土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定により、平成 25 年 2 月 21 日付け議案第 10 号で貴会の承認を得たものにつき、一部変更の必要が生じたため、この案を提出するものである。